

## 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度を構築していく必要性にかんがみ、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うほか、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利について振替制度の対象に加える等、所要の措置を講ずることとする。

### 一 社債等の振替に関する法律の一部改正（第1条関係）

#### 1. 題名等

##### (1) 題名の改正

法律の題名を「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という。）に改めることとする。

##### (2) 目的の改正

この法律は、社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利の振替を行う振替機関及び口座管理機関、社債権者、株主その他の権利を有する者の保護を図るための加入者保護信託並びに社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利の振替に関し必要な事項を定めることにより、社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利の流通の円滑化を図ることを目的とする。（振替法第1条関係）

##### (3) 定義の改正

振替制度の適用対象の拡大に伴い、定義規定を改めることとする。

（振替法第2条関係）

#### 2. 振替機関等

発行者は、振替機関に対し、当該振替機関において社債等を取り扱うことについて同意を与えた場合には、当該同意を撤回できないこととする。（振替法第13条関係）

#### 3. 株式の振替

##### (1) 通則

株券を発行しない旨の定款の定めのある会社（株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、振替口座簿の記載又は記録により定まることとする。（振替法第128条関係）

##### (2) 振替口座簿

振替口座簿に係る記載又は記録事項、振替株式の発行時及び発行済株式を振替株式とする時の新規記載又は記録手続、振替手続、特別口座における振替手続の特例及び抹消手続につき、所要の規定を設けることとする。

特定の銘柄の振替株式の全部の強制消却、保有株式数に応じた消却及び併合並びに分割並びに強制転換条項付株式の転換、合併、株式交換、株式移転及び分割における記載又は記録手続につき、所要の規定を設けることとする。

（振替法第129条～第147条関係）

##### (3) 振替の効果等

振替株式の譲渡は、譲受人がその口座における保有欄に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じないこととする。

振替株式の質入れは、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じないこととする。

振替株式については、信託は、当該信託の受託者がその口座において、信託財産である旨等の記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができないこととする。

加入者は、その口座における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定することとする。

加入者は、振替の申請によりその口座において増加の記載又は記録を受けた特定の振替株式について、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該増加の記載又は記録に係る権利を善意取得することとする。

上記の善意取得により、すべての株主の有する特定の銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数を超えることとなる場合において、振替機関等が振替株式の消却義務を負うこととするほか、所要の規定を設けることとする。

(振替法第148条～第157条関係)

#### (4) 商法の特例

発起人は、会社設立時に振替株式を発行する場合には、振替機関に対し、振替を行うための口座を示さなければならないこととする。

株式申込証及び株主名簿には、振替法の適用がある旨の記載又は記録しなければならないこととする。

振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された口座を株式申込証に記載しなければならないこととする。

振替機関は、基準日等における自己及び下位機関の振替口座簿の内容を発行者に通知しなければならないこととする。

発行者は、上記の通知を受けたときは株主名簿に通知事項等を記載し、又は記録しなければならないこととし、この場合において、名義書換がされたものとみなすこととする。

発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、一定の費用を支払って、一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。

超過記載等に係る義務の不履行により加入者が会社に対抗できる保有株式が端数又は単元未満になった場合に、1議決権未満の議決権を有することとする。

振替株式についての少数株主権等の行使については、株主名簿に記載又は記録がなくとも、一定期間会社に対抗することができることとする。

発行者は振替株式の消却をしようとする場合には、その旨及び当該振替株式について抹消の通知をする旨を公告しなければならないこととする。

転換予約権付株式である振替株式について転換の請求をする者は請求書を提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしなければならないこととする。

発行者は、特定の銘柄の振替株式の株主に対し、当該株主の買取請求に係る株式の代金の支払をするのと引換えにその口座における当該支払に係る振替株式の当該発行者口座への振替をその直近上位機関に対して申請するよう請求することができることとする。

新設分割による設立会社又は吸収分割による承継会社が分割をする会社に振替株式を発行しようとする場合には、分割計画書等に当該会社の口座を記載しなければならないこととする。

株主名簿の記録を第三者対抗要件とした株式譲渡の対抗要件、名義書換の要件及び質権の対抗要件等の規定は、適用しないこととする。

( 振替法第158条～第168条関係 )

(5) 雑則

振替機関は、一定の通知又は申請があった場合に振替株式の総数等を加入者が知ることができるようにしなければならないこととする。( 振替法第169条関係 )

3. 新株の引受権、新株予約権及び新株予約権付社債の振替

株式と同様の振替が行えるよう振替手続、振替機関及び口座管理機関の消却義務、消却義務不履行の場合の取扱い等について所要の規定を設けるほか、権利の行使方法等につき、商法の特例となる規定を設けることとする。

( 振替法第170条～第249条関係 )

4. 投資口その他の権利の振替

(1) 投資口の振替

投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に規定する投資口について、株式と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第250条～第258条関係 )

(2) 協同組織金融機関の優先出資の振替

協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下「優先出資法」という。)に規定する協同組織金融機関の優先出資について、株式と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第259条～第265条関係 )

(3) 特定目的会社の優先出資の振替

資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)に規定する特定目的会社の優先出資(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「旧資産流動化法」という。)に規定する特定目的会社の優先出資を含む。)について、株式と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第266条～第274条関係 )

(4) 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替

優先出資法に規定する協同組織金融機関の優先出資引受権について、新株の引受権と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第275条～第277条関係 )

(5) 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

資産流動化法に規定する特定目的会社の新優先出資の引受権について、新株予約権と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第278条～第281条関係 )

(6) 特定目的会社の転換特定社債の振替

資産流動化法に規定する特定目的会社の転換特定社債について、新株予約権付社債と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

( 振替法第282条～第285条関係 )

(7) 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

資産流動化法に規定する特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替について、新株予約権付社債と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。

る。 (振替法第286条～第289条関係)

5. 組織変更等に係る振替

金融機関の合併及び転換に関する法律に規定する金融機関の合併及び転換、保険業法に規定する保険業を営む株式会社と相互会社の合併並びに株式交換及び株式移転並びに証券取引法に規定する株式会社証券取引所と会員証券取引所の合併に係る振替についての規定を整備する。 (振替法第290条～第297条関係)

6. その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

証券取引法第2条第1項第11号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。ことが適当であるものとして政令で定めるものについて、社債又は株式その他の権利と同様の振替が行えるよう所要の規定を整備することとする。 (振替法第298条関係)

7. 罰則

所要の罰則規定の整備を行う。 (振替法第310条～第319条関係)

8. 新株予約権付社債等に関する特例措置

下記四1.の施行日までに発行の決議がされた新株予約権付社債又は転換社債であって、その発行後に発行者が振替法の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもののうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、振替法を適用することとする。

(振替法附則第41条・第42条関係)

二 商法の一部改正 (第2条関係)

1. 株券廃止会社の株式の移転及び名義書換

(1) 株式の移転の対抗要件

株券を発行しない旨の定款の定めをした会社(以下「株券廃止会社」という。)の株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録しなければ、会社のほか、その他の第三者に対抗することができないこととする。

(2) 名義書換

株券廃止会社の株式についての株主名簿の名義書換は、次のいずれかの場合でなければ、することができないこととする。

株主名簿に株主として記載された者(以下「名義株主」という。)又はその一般承継人と株式の取得者が共同して請求した場合

名義株主又はその一般承継人に対して株式の取得者への名義書換の請求をすべきことを命ずる確定判決を添付して当該取得者が請求した場合その他の株式の取得者の請求による名義書換をしても利害関係人の利益を害するおそれがないものとして命令で定める場合

会社が株式交換により完全子会社となった場合その他の請求によらない名義書換をしても利害関係人の利益を害するおそれがないものとして命令で定める場合

(3) 株主名簿の記載事項の証明

株券廃止会社の株主は、会社に対し、当該株主についての株主名簿に記載され、又は記録された事項を証明した書面の交付を請求することができることとする。

(商法第206条ノ2関係)

2. 株券廃止会社の株式の質入

株券廃止会社の株式の質権者は、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録しな

ければ、会社のほか、その他の第三者に対抗することができないこととする。

( 商法第207条ノ2関係 )

3 . 株券廃止会社等の株券の提出の催告のための公告及び通知

株券廃止会社並びに株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社で株券が発行されていない会社及び株券不所持の申出により株券が発行されていない会社(以下「株券廃止会社等」という。)は、株式の消却をしようとするときは、その旨及び効力発生日をその日の2週間以上前に公告しなければならないこととする。株式の併合についても、同様とする。( 商法第213条、第215条ノ2関係 )

4 . 株主名簿の閉鎖期間の廃止

株主名簿の閉鎖期間を廃止することとする。( 商法第224条ノ3関係 )

5 . 譲渡制限会社における株券発行時期の特例等

(1) 譲渡制限会社における株券発行時期の特例

株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある会社は、株主の請求がない限り株券を発行することを要しないこととする。( 商法第226条関係 )

(2) 株券不所持制度における株券の寄託制度の廃止等

株券の寄託制度を廃止することとする。

株券が発行されていない時に株券不所持の申出がされた株式について、株主が株券発行請求をした場合における株券発行費用は、会社の負担とすることとする。

( 商法第226条ノ2関係 )

6 . 株券の不発行の定め

会社は、定款で、株券を発行しない旨の定めをすることができることとする。

( 商法第227条・第351条関係 )

7 . 基準日公告

株券廃止会社等は、一定のものについては、株主、端株主、登録質権者、新株の引受権を有する者及び新株予約権者への通知をもって基準日の公告に代えることができることとする。( 商法第228ノ2条関係 )

8 . 新株引受人が株主となる時期

新株の発行において、新株引受人が株主となる日を、払込期日とすることとする。

( 商法第280条ノ9関係 )

9 . 株券廃止会社の新株予約権の発行

(1) 新株予約権証券の不発行

株券廃止会社は、新株予約権証券を発行することができないこととする。

( 商法第280条ノ30関係 )

(2) 新株予約権の移転の対抗要件

株券廃止会社の新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載又は記録しなければ、会社のほか、その他の第三者にも対抗することができないこととする。( 商法第280条ノ31、第280条ノ35関係 )

10 . 外国会社に対する準用

株券又は債券に係る規定は、外国会社について、これを準用しないこととする。

( 商法第483条関係 )

三 投信法、優先出資法、資産流動化法、保険業法及び旧資産流動化法の一部改正( 第3条~第7条関係 )

商法の一部を改正することに伴い、投信法、優先出資法、資産流動化法、保険業法及び旧資産流動化法について、所要の改正を行うこととする。

(投信法第78条、第83条、第84条の2、第85条、第87条、第88条、第123条、第124条、第251条関係、優先出資法第6条、第12条、第14条～第16条、第25条、第26条、第28条、第28条の2、第30条、第54条関係、資産流動化法第44条、第48条の2、第48条の4の3、第49条、第49条の2、第113条の2の6、第113条の3、第118条の10、第137条の4、第175条、第178条、第252条関係、保険業法第11条、第92条の2関係、旧資産流動化法第44条、第49条、第49条の2、第120条、第137条、第183条関係)

#### 四 その他

##### 1. 施行期日(附則第1条関係)

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、株券不発行制度の整備のための商法の一部改正その他所要の改正については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

##### 2. 株券等の保管及び振替に関する法律の廃止(附則第2条関係)

株券等の保管及び振替に関する法律を廃止することとする。

##### 3. 保管振替利用会社等に関する手続(附則第3条～附則第29条関係)

保管振替利用会社が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合の手続

株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る実質株主は、効力発生日(新商法第351条第2項の一定の日をいう。)において、各自その預託株券の株式の数に応じた数の預託株券に係る株式を取得するものとする。

株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る預託株券については、当該保管振替機関の参加者又は顧客は、保管振替機関又は参加者に対し、効力発生日以降は、当該預託株券の交付を請求することができないこととする。

保管振替利用会社の施行日における特例

保管振替機関において取り扱われている株券(保管振替株券)に係る株式について施行日において株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない発行者は、当該株券につき施行日を効力発生日とする当該株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

施行日において発行者が旧保振法の同意を与えた保管振替機関が振替機関であり、当該発行者から施行日から一月前の日までに新振替法の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該振替機関の直近下位機関であるときについての特例を設けることとする。

施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口等の特例

保管振替機関において取り扱われている投資口を発行する投資法人であって、当該投資口につき施行日を新振替法252条第1項において準用する新振替法第131条第1項第1号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法の同意を与えた投資法人の発行する投資口に係る預託投資証券については、当該保管振替機関の参加者又は顧客は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は、当該預託投資証券の交付を請求することができないこととするとともに、当該投資口に係る実質投資主は、施行日において、各自その預託投資証券の投資口の口数に応じた

預託投資証券に係る投資口を取得するものとする。

施行日において振替優先出資となる保管振替機関利用協同組織金融機関の優先出資及び振替優先出資となる保管振替機関利用特定目的会社の優先出資について、上記と同様の特例を設けることとする。

その他

その他所要の経過措置を定めることとする。

#### 4. 経過措置等

- (1) 所要の経過措置等を定めることとする。
- (2) 社債等の振替に関する法律等の改正等に伴い、関連法律の改正を行うこととする。